附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第４号（第25条関係）

年　　月　　日

殿

事業者名
代表者名　　□
所在地
部署・担当者
電話番号

電磁的記録媒体提出票

犯罪による収益の移転防止に関する法律第８条第１項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第25条第１項に規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

電磁的記録媒体に記録されている顧客等の氏名又は名称

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第４号（第25条関係）

年　　月　　日

殿

事業者名
代表者名　　印
所在地
部署・担当者
電話番号

電磁的記録媒体提出票

犯罪による収益の移転防止に関する法律第８条第１項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第25条第１項に規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

電磁的記録媒体に記録されている顧客等の氏名又は名称

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。